

三重県社会福祉審議会議事録（平成14年7月29日開催分）

1 開会

事務局から開会を宣言、県を代表して健康福祉部長が挨拶

三重県健康福祉部長の青木でございます。三重県社会福祉審議会にご出席していただきありがとうございます。また、平素は県の福祉行政の様々な分野でご活躍いただきありがとうございます。

この社会福祉の分野ですが、平成9年度に社会福祉の基礎構造改革審において、従来、措置制度という名のもとに、様々な個人のニーズを県や市町村が把握をし、それに基づいて必要なサービスを提供していましたが、この考え方から今後は、各個人が必要なニーズについて自ら選択していくこととなります。

平成12年度からはその第1歩として介護保険が導入され、平成15年度からは障害分野における支援費支給制度が始まります。このように節目の時期を迎え、国としても構造改革を実施している時に、三重県の福祉分野をどのように舵取りしていくかのご審議をしていただく場が本審議会でございます。

この社会福祉は様々な分野が関係しているため、今回は総会にあたります審議会ですが、この下に専門的な審議を行う身体障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉等の分科会が設けられており、また最近、大きな問題となっています児童虐待につきましても、別な部会で審議を賜っているところです。

ところで今回は、様々な福祉を進めていく中で、地域の一番の基盤である地域福祉という制度がございますが、今年度から来年度にかけて、県又は市町村が自らの地域福祉をどのように進めていくかの計画を作成していくことになっています。三重県における地域福祉をどのように組み立てていくかのご議論をしていただくのが、この審議会の第1の目的ですが、これに加えて、児童虐待、DV等の各論につきましても、県としてどのように対処していくべきかを様々な立場からご提言、ご指導いただきますようお願いいたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

2 自己紹介及び欠席者の報告

7月1日の一斉改選後、初めての審議会のため、出席委員より挨拶

福祉事業従事者代表

大西良太（在宅福祉ネットワーク三重会長）
神山朋子（県身体障害者福祉連合会常務理事）
土井八郎兵衛（県社会福祉協議会会長）
花井宏一（県民生委員・児童委員協議会会長）
山本政三（上野市社会福祉協議会事務局長）

学識経験者代表

浅野 聡（三重大学助教授）
麻野 雅子（三重大学助教授）

石井啓子（高田短期大学講師）
小野敬（県労働者福祉協議会会長）
孫美知（公募）
橋本照枝（公募）
藤田泰樹（県議会健康福祉環境常任委員会委員）
山口悦子（津市立高野尾小学校長）
若松昇（公募）

県老人クラブ連合会会長の黒田様、県保育士協会会長の森本様、県市長会会長の今岡様、三重大学教授の宇治様、県町村会副会長の林様、県医師会会長の山本様は、本日、所用のためご欠席

3 定足数の報告

委員総数20名中14名が出席、三重県社会福祉審議会条例第6条第3項に規定する定足数（委員の過半数 11名）を満たしていることを報告

4 委員長及び議長選任等

委員長不在のための進行役

三重県社会福祉審議会要綱第4条で「審議会の議長は、委員長とする。」と規定されているが、7月1日の一斉改選に伴い委員長不在のため、委員の了承を得、委員長が選任されるまでの間、事務局が進行役を就任

委員長及び議長の選任

- ・ 社会福祉法第10条「地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長を一人を置く。」に基づき、土井委員が委員長に選任
- ・ 三重県社会福祉審議会要綱第4条の規定に基づき、土井委員長が議長に選任

議長挨拶

ただいま、各委員の皆さんにご推薦をいただき、委員長に就任いたしましたことになりました土井でございます。各委員の皆さんのご協力を得て、その任務を果たしてまいりたいと存じます。今日、我が国は急速な少子高齢化の進展や、地域社会の変容により、生活上の支援を必要とする人々が増加し、多様な対応が必要となっています。

他方、ボランティアやNPOなどの活動が活発になっており、新しい地域社会をつくる動きも顕著になっています。

こうした状況の中で、三重県では、県民の安心と安全を実現するため、誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会の実現をめざした様々な施策もとられているようです。

このような意味からも、社会福祉全般にわたる事項を審議・調査する当審議会の役割は重要であろうと考えています。

これまで審議に携わってこられた委員の皆様、新しく就任された委員の皆様

とともに、三重県にふさわしい福祉社会を作り上げるため、活発且つ有意義な議論ができるよう進めていきたいと考えていますのでよろしく申し上げます。

5 委員長職務代理者の指名

三重県社会福祉審議会要綱第5条「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」に基づき、県民生委員・児童委員協議会会長 花井委員を指名

6 専門分科会委員等の指名

専門分科会委員の指名

三重県社会福祉審議会要綱第7条第1項「審議会の専門分科会に属させる委員及び臨時委員は、委員長が指名する。」に基づき、別添『専門分科会及び部会名簿』のとおり指名

部会委員の指名

三重県社会福祉審議会要綱第9条第2項「部会に属させる委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。」に基づき、別添『専門分科会及び部会名簿』のとおり指名

7 議事内容

(1) 「地域福祉計画」の策定について

〔別添 資料1「地域福祉計画」の策定について 及び 資料「市町村地域策定にかかる策定方針」～住民の参加のもとに～(素案)《概要》に基づき、地域福祉チーム 服田マネージャー 説明〕

(山本委員) 日本の地域の社会システムの崩壊という意味でいわれている原因である経済不況、少子高齢化、また児童虐待という問題を含めて地域の福祉計画を策定し、地域全体のあるべき姿を変えていくことは当然であると考えています。今までの計画、例えば、介護保険制度、新エンゼルプラン、障害者プラン等は、行政主導で計画が策定されてきたと認識しているところですが、今度は住民参加ということになると、住民が主導になるわけです。これに対して、県としては、早くからこのことを住民に意識付ける普及・啓発を実施すべきであると思います。県政だより、インターネットでも結構ですので、早々に実施していただきたいと思います。

そういう中で、県社会福祉協議会を中心にして地域福祉活動計画のマニュアル作成を昨年7月から始めました。構成委員は21名で、県の福祉関係の方も含まれていますが、これ(マニュアルの普及・啓発)についても、県のインパクトが足らなかったのではないかと思います。本日、お手元にお配りさ

せていただきましたので、ご覧いただければありがたいと思います。

これを踏まえて、地域福祉計画を策定するにあたり、住民に対して十分な啓発を実施していただきたいと思います。また、大阪府の状況を見ますと既に審議会が知事に対して答申をしています。それを踏まえて去年の7月24日に（大阪府から）福祉審議会の方へ大阪府地域福祉支援計画を新たに作成する旨の報告がなされ、計画検討委員会を立ち上げたなど、着々と進められている状況であります。三重県もこのような他府県の状況も参考にさせていただき、県としての考え方に基つき推進していただきたい。

（服田マネージャー）まず1点目の住民サイドに対する啓発についてですが、ご指摘の点について早速に取り組んでいきたいと思います。次に大阪府の取組についてです。府の取組状況と比較した場合、三重県は遅れているとご指摘いただいたわけですが、県としても大阪の情報もキャッチしながら実施しているところではあります。しかし、三重県として、住民参加などを含めどのように取り組んでいくかの策略を検討しているところで、今この場で提示できる状況となっていないところですが、推進していきたいと思います。

市町村の取組にしましては、ノウハウの有無に関わらず温度差があります。優秀な市町村もございいますが、まだまだノウハウを待っていないところをどのようにしていくか、また、県としても十分でないところもございしますので、皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

（石井委員）一つは住民参加といいますが、住民への意識付けにおいて県や市町村の広報を活用することも必要ですが、実施したからすぐに定着するものではありません。社会福祉教育を地道に行っていくのも必要であると考えます。海外でも、福祉だけに限らず、例えば、環境の問題であるとか、人としての生き方であるとか、又はノーマライゼーションのあり方とか、これが小さい子どものうちから確立・自立されています。これは、欧米人の考え方が個人主義であるのではなくて、社会教育の中にしっかりと位置付けられているからだと思います。私は三重県に生まれて育ったわけではありませんが、ここに住んでいる人の考え方を知ろうとした場合、文化や歴史等を無視することはできませんし、また、三重県に他府県の考え方をそのまま取り入れようとしてもできないと思います。ただ、三重県に7年ほど住んでみて腹立たしいことがあります。それは「もうしばらく様子を見ましょう。」とか、「直ぐには変わらないので、今のところは・・・。」というまとめ方をされることが多いということです。接し方は柔らかいわけで、行わないといっているわけでもないわけですが、「もうしばらくとは何時までなのか。」「なぜ様子を見なければならぬのか。」というところを明確にしないまま、「もう少し様子を見ましょう。」ということで遅れていくわけです。例えば、高齢者のユニットケアや老人ホームの全個室のことについても、すでに他府県では、隣接県である滋賀県でも行われています。しかし、三重県ではありません。それ

は、ユニットケアで実施したいという法人はあっても、県の指導がそうではないからと法人は主張しますし、反面、県は「そんなことはありません。」といい、お互いどっちつかずの状況になっています。だから、様子を見るなら何時までにとかを明確にした上で、それに無理があるなら修正していくべきだと思えます。

研修の開催について、市町村の計画策定に当たっての具体的な支援方法は決まっていなくてのことですが、市町村への支援については社協と市町村行政との連携を確固としたものにしないと進まないと思えます。県や市町村の行政サイドで進めるとか、また、社協は独自で地域福祉活動計画を策定するといった市町村がたくさんあります。勉強会や研究会だけでもいっしょに実施するよう声をかけると、若い者の中には賛同してくれる者も少なくありません。このような支援が必要ですが、予算が伴います。研究会やプレ調査を実施するにしても研究費は必要ですし、バックボーンに研究機関が必要となります。シンクタンクを使うよりは、三重県にはたくさんの大学があるため、この研究機関を有効に活用していただきたいと思えます。

住民参加による計画の策定の方法論や技術、知識の習得ということは、一般住民を対象にした研修会ではないと思えます。では、誰を対象とするのかと聞きますと、社協（職員）なのか、行政の企画担当者なのか、計画担当者なのか、その点について一つひとつチェックして実施しないと、例えば、どのような研修会が相応しいかと聞かれても答えることができない。何を対象として、どのレベルなのか、また、県や市町村がどのレベルなのかも分からない以上、（答えられない）。また、計画の進展状況を示したものをみていて気づいたことですが、当然市町村合併を待つ必要はないわけですが、本当はどのように実施したらよいか分からないというのが現状ではないかと思えます。数字として（の指標）はある程度表すことはできるのでしょうが、そのような呼びかけも今から行わなければならないと駄目だと思って声をかけています。是非、（大学等の）こちらが実施したいと県に働きかけたときには、第2部の県の支援の部で検討願いたいと思えます。予算もさることながら、場所の提供についてもお願いしたいと思えます。

（服田マネージャー）県の取組の中でどのように市町村が関わっていくかについては、例えば、研修の方法についても単に講演方式で実施するのではなく、先進地の状況を講師と研修者が膝を突き合わせるような実施方法も考えています。説明でも行いましたが、県外の先進地で有名な高浜市に来ていただき、約百数十人が参加し、成果も上げている話をしていたわけですが、（県内の）市町村によっては、あのような規模の大きな取組はできないという意見も耳にしました。そうであるなら、高浜市としては多くのノウハウを持っているわけですので、各市町村の実態にあった取組方法を聞けば、活用できる部分もたくさんあったのではないかと思っています。

(橋本委員) 住民への啓蒙について、子育ての支援で例示しますと、社協と民間の子育ての支援団体が共催で1年間にわたって、子育て支援のセミナーを作りました。その中で子育て中の当事者の父母や民生児童委員、保護司、学校の先生、民間の子育て支援者、様々な子育てに関心のある概ね100名近くの者が集まり、それが年代ごと、乳幼児期、胎児期、また思春期のグループに分かれ、それぞれその中でどのような支援をしていこうかと討論を重ねてきました。その後、これをトータル的にサポートしていくネットワークづくりとしてどのように取り組んでいくかを社協の方を中心に実施しました時に、自分たちは民生委員として子育てについては何十年も関わっているため十分分かっていると思っていた方が、この十数回にわたるセミナーが終わった後に、「地域の中で子育てすることは重要である。」と意識が変革していったとのことでした。これは成功例だと思っているのですが、その後、地域の中で子供たちを皆で支援していこうという機運が高まっていき、現在活動しています。このような体験を通じて思ったことですが、単に住民にパンフレットを配るだけでなく、その前段階として、社協の方の協力を得ながら民間の団体を巻き込んで、お金を出してでもこのセミナーに参加しようとする方々、このように地域福祉に関わる又は関心のある方々を対象に協議を重ねて、地域福祉の大切さを実感できるような取組をお願いしたいと思います。

(山本委員) 今、橋本委員から述べられたようなことがありましたので、本来69市町村の温度差は大きいですが、先ず地域活動計画を立ち上げようと、それもできるだけ費用をかけずにということ、ボランティアという形で各委員と野口先生とにより1年間をかけてマニュアルを作成したところです。それで、この計画に基づいて実施できないかということ、69市町村社協で取組かかっているところです。地域福祉全体の問題であるため、民生委員の協力を得なければならないし、自治会長の協力も得なければならない。また、あらゆる団体や関係者の方の意見もいただかなければなりません。そのことを踏まえて、たまたま(上野市)社協と高浜市との間で、この件に関する提携が3年前になされたところです。その高浜市は、人口が少なく、また面積も狭いため、子どもから高齢者までの意見を聞くことができたというやりやすい面もありましたが、これを参考にしていこうとしているわけです。

(大西委員) 高浜市の話がありましたが、何をもってここを先進地というのかわかりませんが、市民の意識改革の立場に立つと少し遠いように思います。従来型の依存型、陳情型、告発型から脱却できていないように感じています。大切なことは、県から市町村への文書の中で、(実施主体、協力団体等について)社会福祉法人、NPO等と記載されていますが、申請があった時に確実にNPO等にも任せることが大事です。ある市町村では、この事業は社会福祉法人で実施していただくようになっているとのことで、NPOは全く考えていない。現実には、このような市町村が殆どだと思います。確実にNP

〇にも任せていくというような小さいところから積み上げていくことが大事だと思います。そうしないといつまでたっても「笛は吹けども踊らず。」で、自立した市民は生まれてこないと思います。

(若松委員) 我々もノーマライゼーションは大切だと考えていますが、その概念を受ける側が(こちらが考えているように)行ってもらえない。打ち出す方はノーマライズして欲しいと提案しますが、例えば、薬物依存、犯罪、非行、自殺願望等の者にとっても、一つひとつのきめ細かい対策を打ち出さないと社会のほうで排除してしまうような結果になってしまうわけです。そうした場合、どこにノーマライゼーションの接点を見いだすかということ、一つひとつの小さな目的を持って、例えば、薬物依存なら薬物依存の対策を実施する、あるいは自殺対策をしっかりと行うとか、非行対策、犯罪防止対策等を実施しなければ、ノーマライゼーションというのは難しい。そうした場合、スタート・イズ・ベスト、しかし、どのように実践していくかとなると十数年前と余り変わらない、繰り返すことになるということが、最も心配するところです。

(服田マネージャー) 大西委員に確認したいのですが、「NPOに確実に渡す。」ということについて、もう少し具体的に話していただけますか。

(大西委員) 例えば、自立支援で『生きがい対応型デイサービス』というのがありますが、(対象に)NPOという文言は記載されています。私の拠点である伊勢市ではNPOにも事業委託していますが、他の市町村では「実施するところは、既に決まっている。」と、NPOは眼中にないらしい。それで、「伊勢市との契約書を見せてほしい。」「ファックスを送ってほしい。」という問い合わせがある。伊勢市と私のNPOとの関係を他のNPOも活用しようとするようですが、(実状は)殆ど門前払いになるそうです。門前払いされても構わないと思いますが、それには、然るべき、合理的な理由がなければならぬと思います。それを提示しないで、(市町村として)社会福祉法人にしか任せないというのは理由にならないと思います。文書にあるわけですから、そのようなところを、しっかりと実行していただきたい。行政側には(どうしても)責任というものがついて回るということも理解していますが、NPOにも委託するというチャレンジ精神をもっていただきたい。NPOも責任を持って活動しているわけですから、住民参加により成り立っているNPOにも委託するということを積み重ねていかないと、自立した住民の育成、また意識改革は無理だと思います。受け手としてのNPOには多くの住民が加わっているわけですから、その時、市町村に申し出をしたが承諾してもらえなかったということになった場合、そこに参加している住民が「NPOでは駄目なんだ。」という失意を持ってしまう。そこから、改革された住民意識は絶対に生まれてこないと思います。

(服田マネージャー) 相手側の対応に少し問題があったこともあるのですが、そこで、「どのような形で関わっていけばよいのか。」ということが、その行政側として分からない部分がたくさんあったのではないかとと思いますが、どうでしょうか。まさにそこをどうしていくかというところを、チャレンジ精神を持って行っていくようなことも含めまして、計画の策定に際して盛り込めるように働きかけていきたいと考えています。

(浅野委員) 今回福祉の分野で初めて、都道府県レベルでまた市町村レベルで総合的な福祉行政をまとめていく機会が制度化されたということを知り、社会福祉法の改正を見てわかりました。私はまちづくりの分野が専門ですが、地域住民とまちづくりを行なう時に、福祉に関しては大変に多くのテーマが取り上げられます。そのような状況の中で、市町村では都市計画に関するマスタープランが既に制度化されています。そこで、ある市町村で作成する都市計画のマスタープランに福祉分野の住民の意見を反映しようと思ったのですが、福祉分野のマスタープランがなかったために整合性が図りにくいということがありました。今回、このように、都道府県レベルまた市町村レベルで、地域福祉についての総合的な指針を示す計画がマスタープランとして制度化されたことは、すばらしいことではないかと思えます。最初の計画から良いレベルのものが策定されることは難しい場合もあると思えますが、この地域福祉計画においても二次計画、三次計画と作成されることにより内容も充実していくものと思われれます。また、地域住民のこの計画への理解や、地域福祉計画に参加して頂ける割合も計画を継続して作成いくことで増えていくと思えます。

この地域福祉計画の策定に初めて参加するにあたり、次回までに是非このような資料を作成していただき、示してほしいと思えます。先ず、厚生労働省から示されている技術的な基準や助言、改正された社会福祉法の条文を資料として拝見させていただきましたが、都道府県の計画と市町村の計画の基本フレームを比較した表をわかりやすく示していただきたいと思えます。その必要な項目とは、根拠法、計画期間、望ましい策定主体、計画の内容の主旨等で、重要な事項が厚生労働省の技術的助言で示されていると思えます。文章のみでは気づかない点もありますので、是非、表に示していただき、計画を策定していく際の技術的指針にしていきたいと思えます。特に、法律で「

しなさい。」と定められていることと、努力義務といいますが、「市町村のアイデアで実施してください。」という点を明確に示していただきたいと思えます。法律を違反してはいけませんので、今の技術的基準とか体系で決められていることは守る中で、最良の計画を策定していきたいと思えます。例えば、住民参加の進め方等では、都道府県や市町村がアイデアを出して進めていくところがありますので、このようなところは、この審議会ではアイデアを出し活かせるところだと思っています。繰り返しとなりますが、地方自治体

の独自の発想で、自らつくることができる指針や基準についてもわかりやすい表にしていただければ、アイデアが出しやすくなると思います。私見ですが、計画期間について5年を目標に3年ごとに改正するとなっていました。市町村レベルの基本構想の計画期間は10年ですから、三重県も市町村レベルでは、これと合わせた上で、改定については3年ごとにした方が好ましいのではないかなどのように、国が示している指針を参考にしながら、実際に市町村や県で定められている関連計画等の計画期間と整合を取っていくことも考えられます。このようなヒントを得たいと思いますのでよろしく願います。

(服田マネージャー) 今、ご要望のありました件につきましては、比較表として整理したいと思います。また、義務規定なのか、努力規定なのかといった法律の制度上どこまで求めているかといった点につきましても、含めて整理させていただきます。

(2) 児童虐待相談の現状と対策について

〔別添 資料2 児童虐待の現状と対策について 及び 資料 津市内で発生した児童虐待事例について に基づき、こども家庭チーム 常岡副参事 説明〕

(3) 配偶者からの暴力の現状と対策について

〔別添 資料3 配偶者からの暴力の現状と対策について 児童虐待事例について に基づき、こども家庭チーム 常岡副参事 説明〕

【備考】報告事項(2)及び(3)について、続けて説明

(石井委員) 児童虐待とドメスティックバイオレンスの両方に共通することですが、司法との連携をどのように取っていくかというところを質問したいと思います。津市内で発生した児童虐待の報道によりますと、7月13日に近所からの通報で逮捕に至ったということでしたが、それ以前に互いに状況を共有していれば、先ず児童相談所の方へ司法から連絡が入るということも十分考えられたわけです。また、ドメスティックバイオレンスについても、初めての場合はやむ得ないと思いますが、先ず、どこに駆け込むかといえ、このような相談所があるかどうか分からないため、道ばたで顔中殴られた人がいた場合に、一般の人は警察へ連れていく、派出所へ連絡するのが通常だと思います。そういう場合に、児童相談所や女性相談所と司法との連携がスムーズで専門の相談員の対応が正しく訓練されていれば、かなり被害者の方も落ち着くように思います。本件の児童虐待については、非常に司法の介入と児童相談所との連携に問題があったと思います。三重県の報告では、昨年、これだけの児童虐待が増えているにも関わらず、警察の介入は0件と言われ

ています。0件であるから良いというものではなく、また、なんでも警察に介入してもらうのが良いということでもありません。しかし、できるだけ児童相談所が一時保護で対応していく方が好ましいという、特に現場の児童ソーシャルワーカーの方たちには、そのような想いがあると思います。措置部会で報告を受けるのは、児童相談所の所長からのもので、確かに精励された内容ですが、実際にその場面にいた現場のソーシャルワーカーの方たちは、どのように感じたのか伺ってみたいし、その専門家が集まっている措置部会ですので、そのような対応も考慮願いたいと思います。また、司法との連携ですが、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

(常岡副参事) 司法との連携に関して、先般の緊急児童相談所長会議でも議論がありました。児童虐待の場合、直ぐに通報しますと、犯罪性という面が強くなってしまいう傾向があり、問題になってしまいうのではないかという意見もありました。このように難しい問題であるため、具体的に示したものはありません。児童相談所長会議や職員等と協議をして、いろんなケースを想定して、その対処方法を詰めていきたいと考えています。DVの場合は、直接警察へ駆け込む方が多くて、警察から女性相談所へ通告されるということになりますので、児童虐待と比較すると、警察との連携は日頃から取れていると思います。

(土井議長) 他にご意見等ございませんか。

ないようでございます。これで、本日予定しておりました事項は全て終了しましたが、せっかくの機会ですので、ご意見、ご質問などございましたらお願いします。

ないようでございます。本日は、いろいろご意見をいただきましたが、時間もまいりましたので、これをもちまして本日の審議を終了したいと存じます。委員の皆様方には、ご多忙のところ長時間にわたり熱心にご審議を賜り、ありがとうございました。県当局におかれましては、本日の審議会での意見等が今後十分に反映されることを希望いたしまして、閉会することとします。

(青木部長) 長時間にわたりまして、ご審議賜りありがとうございました。本日は第1回目ということで総論的な話題が中心になりましたが、次回以降は、先ほど委員の方からご指摘のありました具体的資料も提示しながら、具体的な議論できるようにしていきたいと思います。また、本日ご指摘がございました資料以外でも次回までに必要な資料等がありましたら、当方に申し出ていただければ、可能な範囲で準備しますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。